

徳島県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、徳島県知事から財政的援助団体等監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年6月19日

徳島県監査委員
 同
 同
 同
 同
 西川 村 正 二
 原 孝 廣 道
 南 恒 孝 仁
 有 持 益 生

監査結果の公表年月日	平成26年3月12日		
監 査 の 結 果		講 じ た 措 置	
<p><公益財団法人とくしま産業振興機構> 割賦販売設備債権，リース設備債権及び設備資金貸付金で1年以上未収のものがある。回収の努力はうかがえるが，なお一層の収入確保に努める必要がある。</p> <p>平成24年度決算額のうち過年度の債権残額 485,591,072円</p>		<p>1 未収金については，債務者及び連帯債務者に対する資産状況や支払い能力についての調査をもとに，電話や訪問，文書により督促を行い，債務者の状況に応じ，訪問による現金回収の他，振込，手形による分納等により債権回収を行っている。債権回収の交渉にあたっては，回収機会を逸さないよう迅速且つ臨機応変な対応の徹底を図っている。</p> <p>あわせて，平成25年度においては，債権回収専門員を配置し，資産状況の調査など専門的なノウハウをいかした取組みを行った結果，18,228,526円を回収した。</p> <p>また，法的に回収手立てを閉ざされた案件の他，債務者及び連帯保証人の死亡などにより，回収が極めて困難となっている案件については，弁護士，公認会計士などからなる「延滞債権管理審査委員会」による審査を行い，償却の妥当性が認められたものについて，55,217,076円を償却した。</p> <p>2 今後の取組みとしては，債務者及び連帯債務者に対する資産状況，支払い能力などについてより徹底した調査を行い，債務者等の償還能力，資力に応じた効率的な督促，交渉を実施するとともに，状況に応じて法的措置による債権保全策を講じる等，積極的な債権回収を推進し，債権回収が極めて困難であると認められる場合には，償却するなど，適切な債権管理に努める。</p>	